

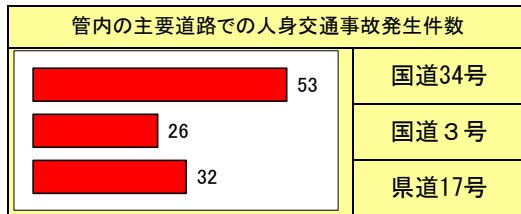
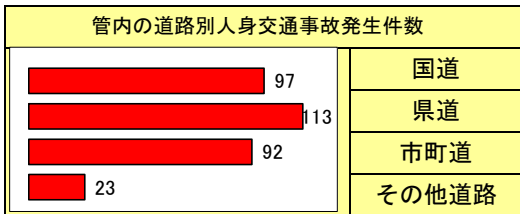
# 速度取締り指針

鳥栖警察署管内の速度取締り重点		
重点路線	重点時間帯	規制速度
国道 3 4 号	6:00 ~ 21:00	50キロ
国道 3 号	6:00 ~ 21:00	50キロ又は法定速度
県道 1 7 号	6:00 ~ 21:00	50キロ又は法定速度

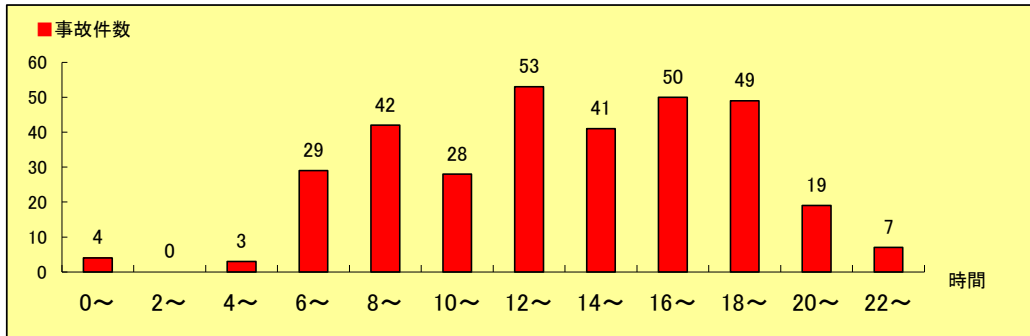
**重点路線・時間帯以外であっても、交通事故防止のため、取締りを行います。**

## 鳥栖警察署管内の交通事故実態等

1 道路・路線別の人身交通事故の発生状況(平成31年1月～令和元年6月:325件)



2 時間帯別の人身交通事故発生状況(平成31年1月～令和元年6月:325件)



- 鳥栖警察署管内では、全交通事故の64.6%が国道や県道で発生しています。
- 交通事故形態で最も多いのが追突事故で、全体の47.1%を占めています。
- 時間帯では、朝夕の通勤通学時間帯及び昼食時に多く発生しています。

交通事故の原因として一番多いのは「前方不注視」の126件、次いで「安全不確認」の47件、「ブレーキ操作不適」の20件となっています。



## その他の交通指導取締り要点

今後も重大事故に繋がる悪質な飲酒・無免許運転の取締りを強化し、横断歩行者等妨害等、速度超過、信号無視、一時不停止等の取締りを継続します。また、追突事故抑止のため携帯電話使用等、被害軽減のためシートベルト違反等の取締りを継続して行います。